

第Ⅶ章 教育委員会における教育課程等の管理

1. 問題と目的

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5項に規定されているように、各学校が編成する教育課程を管理、執行することとされている。また、同法第33条第1項により、教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとされており、各学校はこの規定に基づいて教育課程を編成している。そして、各学校が編成した教育課程は、教育委員会が定めた様式によって届け出ている。

各学校の教育課程編成・実施を支援する教育委員会の役割は重要であるが、教育委員会が具体的にどのように各学校の教育課程について把握しているかは明らかになっていない。

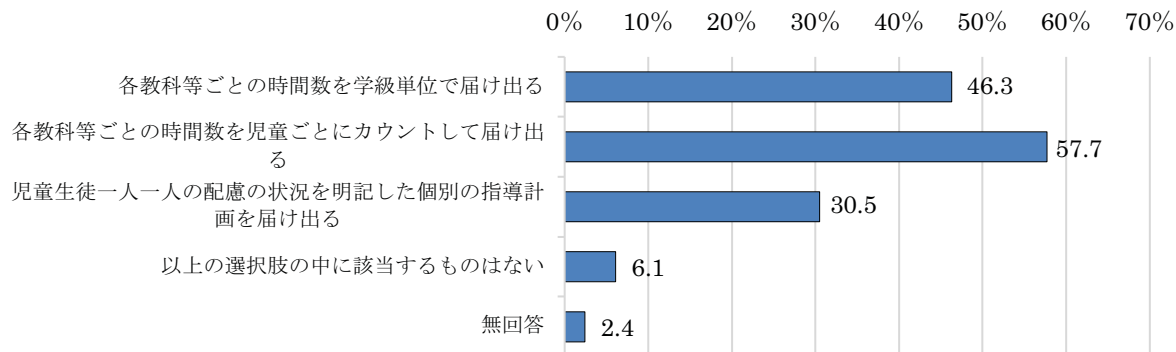
本章では、特別支援学級を設置する小学校及び中学校の設置主体の市区町村教育委員会と、特別支援学校を設置する都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会を対象とした教育課程管理等に関する調査結果から、教育委員会の教育課程等の管理の状況について明らかにし、その課題について考察を加えることを目的とする。また、研究協力機関の自治体における特別支援学校の教育課程の改善に向けた教育委員会の取組を示す。

2. 研究Ⅰ-1：特別支援学級を設置する小学校及び中学校の設置主体の指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会の調査結果

(1) 特別支援学級の教育課程の把握方法や把握する内容について

①教育課程の届け出内容

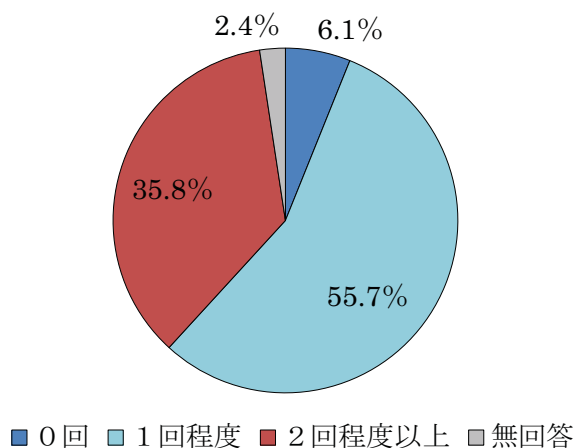
教育課程の届け出内容について、選択肢を挙げて複数回答可で回答を求めた結果、回答数が多い順に、「各教科等ごとの時間数を児童ごとにカウントして届け出る」が142機関（57.7%）、「各教科等ごとの時間数を学級単位で届け出る」が114機関（46.3%）、「児童生徒一人一人の配慮の状況を明記した個別の指導計画を届け出る」が75機関（30.5%）、「選択肢の中に該当するものはない」が15機関（6.1%）、無回答が6機関（2.4%）であった（図Ⅶ-2-1）。



図Ⅶ-2-1 教育課程の届け出内容（複数選択可）（n=246）

②教育課程について助言する機会

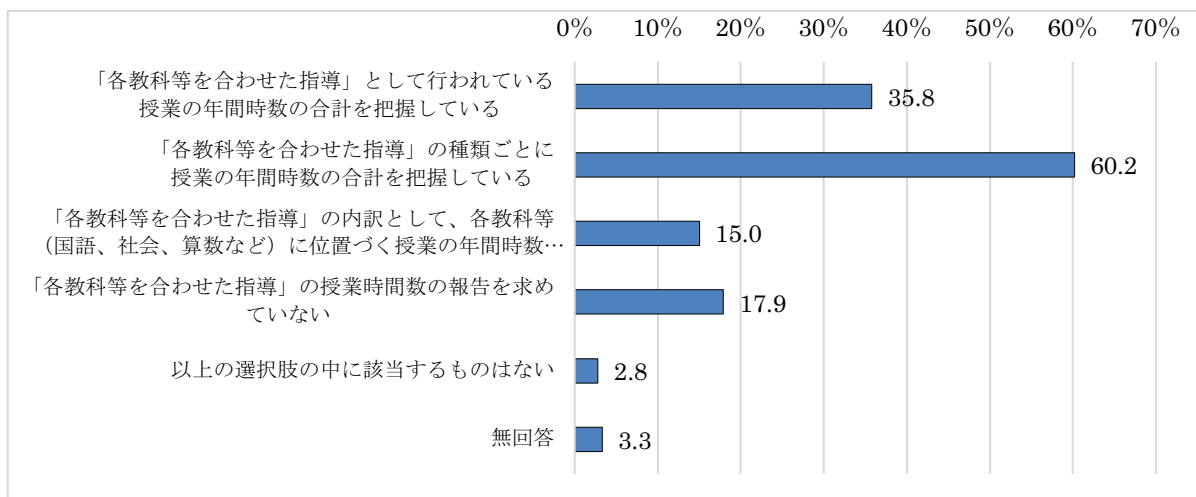
教育課程の届け出後から年度末までの間、届け出を受けた教育課程について助言する機会をどの程度設けているか、学校1校当たりの平均の回数について、選択肢を挙げて回答を求めた結果、回答数が多い順で、「1回程度」が137機関（55.7%）、「2回程度以上」が88機関（35.8%）、0回が15機関（6.1%）、無回答が6機関（2.4%）であった（図Ⅶ－2－2）。



図Ⅶ－2－2 教育課程について助言する機会（n=246）

③「各教科等を合わせた指導」についての届け出内容

知的障害のある児童生徒に対して「各教科等を合わせた指導」を行っている場合、その時間数について、どのように把握しているかについて、選択肢を挙げて複数回答可で回答を求めた結果、「各教科等を合わせた指導」の種類ごとに授業の年間時数の合計を把握している」が148機関（60.2%）で最も回答数が多かった。次いで「各教科等を合わせた指導」として行われている授業の年間時数の合計を把握している」が88機関（35.8%）が多かったが、一方、「各教科等を合わせた指導」の授業時間数の報告を求めている」が44機関（17.9%）あった。また、「各教科等を合わせた指導」の内訳として、各教科等（国語、社会、算数など）に位置づく授業の年間時数の合計を把握している」は37機関（15.0%）と少なかった。その他、「選択肢の中に該当するものはない」が7機関（2.8%）、無回答が8機関（3.3%）であった（図Ⅶ－2－3）。

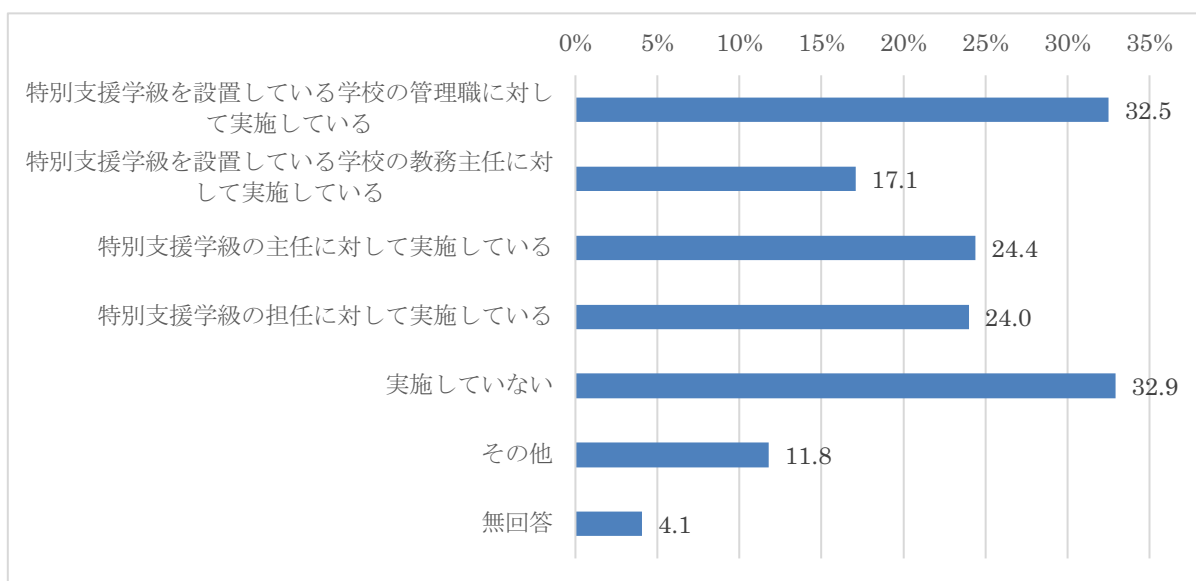


図Ⅶ－２－３ 「各教科等を合わせた指導」についての届け出内容（複数選択可）
(n=246)

④教育課程編成に関する説明会について

特別支援学級の教育課程編成に当たって、教育委員会が実施する説明会について、選択肢を挙げて、複数回答可で回答を求めた結果、説明会を実施している教育委員会では「特別支援学級を設置している学校の管理職に対して実施している」が 80 機関（32.5%）で最も多かったが、一方で「実施していない」が 81 機関（32.9%）であった。

その他、「特別支援学級の主任に対して実施している」が 60 機関（24.4%）、「特別支援学級の担任に対して実施している」が 59 機関（24.0%）、「特別支援学級を設置している学校の教務主任に対して実施している」が 42 機関（17.1%）、「その他」が 29 機関（11.8%）、無回答が 10 機関（4.1%）であった（図Ⅶ－２－４）。



図Ⅶ－２－４ 教育課程編成に関する説明会（複数選択可）(n=246)

また、「その他」の内容として多かったものとして、特別支援教育コーディネーターに対して実施しているとの回答が 11 機関（4.5%）あった。

なお、同説明会を実施していないと回答した機関のうち、4 機関は「その他」に回答しており、その内容は、それぞれ、「説明会は実施していないが、編成について調査を管理職・特別支援教育コーディネーター・特別支援学級担任に依頼し、質問がある場合は回答する。」、「説明会は実施していないが、適宜各学校に助言している。」、「特設の研修会としては実施していないが、管理職研修会の中で適宜説明している。」、「学校からの要望等に応じて、個別に説明の機会を設けている。」であった。

同説明会を実施していないと回答した機関数と割合について、教育委員会管下の自治体の人口規模別で見ると、表Ⅶ－2－1 の通りである。実施していない教育委員会に関して、人口 10 万人未満の自治体では、約 3 割から 5 割であるが、人口 10 万人以上の自治体では、1 割前後という結果であった。

なお、教育委員会のうち、政令指定都市教育委員会で、同説明会を実施していないと回答した機関はなかった。

表Ⅶ－2－1 教育課程編成に関する説明会を実施していない機関（自治体の人口規模別）
＊政令指定都市教育委員会 10 機関を含む

自治体の人口規模	実施していない機関数	割合（％）
1万人未満（n=48）	19	39.6
1万人以上3万人未満（n=61）	30	49.2
3万人以上10万人未満（n=76）	24	31.6
10万人以上30万人未満（n=36）	4	11.1
30万人以上（n=25）＊	2	8.0

（2）考察

「各教科等を合わせた指導」を行っている場合の時間数をどのように把握しているかについては、「各教科等を合わせた指導」の種類ごとに授業の年間時数の合計を把握している」割合が60.2%で最も高く、「各教科等を合わせた指導」の内訳として、各教科等に位置付く授業の年間時数を把握している機関は、15.0%に留まっていた。また、「各教科等を合わせた指導」の授業時間数の報告を求めている機関が17.9%あった。各教科等を合わせた指導については、教科の目標・内容を関連付けた指導及び学習評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分生かしくにくいという指摘や、各教科等の目標が十分理解されずに指導や評価が行われている場合があることも指摘されている（中央教育審議会、2016）。各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等の目標達成を目指すしていくことになり、各教科等を合わせた指導で扱っている教科等の育成を目指す資質・

能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。そのためには、各教科等を合わせた指導において扱う教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、計画、実施、評価、改善していくことが重要になる。

特別支援学級における教育課程編成に関する説明会については、「特別支援学級を設置している学校の管理職に対して実施している」の割合が最も高かった（32.5%）が、一方で「実施していない」が32.1%であった。この「実施していない」場合については、特別支援学級における教育課程編成に関する説明会を、それ自体としては実施しておらず、他の機会、例えば、小中学校の通常学級の教育課程編成に関する説明会において合わせて実施している場合が含まれているのかもしれないが、他の機会に実施している場合を含めて、特別支援学級における教育課程編成にあたって、各地域の市区町村教育委員会が、どのように関与、あるいは支援しているかについて、さらに調査をする必要があるかもしれない。

3. 研究Ⅰ-2：特別支援学校を設置する都道府県及び指定都市教育委員会の教育課程管理等に関する調査結果

（1）特別支援学校の教育課程の把握方法や把握する内容について

① 各教科等を合わせた指導の授業時数等の管理について

各教科等を合わせた指導の授業時数等の管理に関する回答を、表Ⅶ-3-1に示した。

各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科、道徳科、外国語活動（小学部）、特別活動、並びに自立活動の授業時数の内訳を算出しているかについては、「算出している」と回答した教育委員会は19機関（33.3%）、「算出していない」と回答した教育委員会は38機関（66.7%）であった。「算出している」と回答した教育委員会に対して、算出した内訳の時数を各教科等の年間授業時数部分に含めて記載しているかについて回答を求めたところ、「記載する」と回答した教育委員会は17機関（全体の29.8%）、「記載しない」と回答した教育委員会は2機関（全体の3.5%）であった。

各教科等を合わせた指導ごと（遊びの指導、生活単元学習などそれぞれに関して）の年間授業時数を記載する欄を設けているかについては、「設けている」と回答した教育委員会は45機関（78.9%）、「設けていない」と回答した教育委員会は12機関（21.1%）であった。

各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科、道徳科、外国語活動（小学部の場合）、特別活動、並びに自立活動の目標を年間指導計画等に明記し、教育委員会に提出することになっているかについては、「提出する」と回答した教育委員会は11機関（19.3%）、「提出しない」と回答した教育委員会は46機関（80.7%）であった。

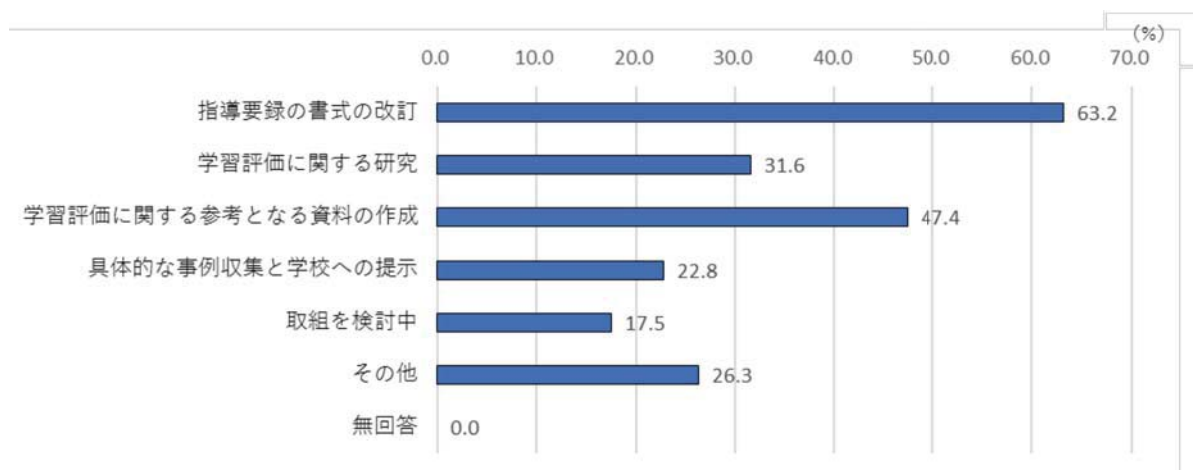
各教科等を合わせた指導の中で取り組まれる各教科、道徳科、外国語活動（小学部の場合）、特別活動、並びに自立活動の内容を年間指導計画等に明記し、教育委員会に提出することになっているかについては、「提出する」と回答した教育委員会は11機関（19.6%）、「提出しない」と回答した教育委員会は46機関（80.7%）であった。なお、合わせた指導の中で取り扱われる目標、及び内容の双方を「提出する」と回答した教育委員会は9機関であった。

表Ⅶ-3-1 各教科等を合わせた指導に関する回答（n=57）

	問 1-1 授業時数の 内訳の算出	問 1-2 授業時数の内訳を 年間授業時数に含めて記載 記載している 17 記載していない 2	問 2 年間授業時数 の記載 45	問 3 目標を教育委 員会への提出 11	問 4 内容を教育委 員会に提出 11
実施 している	19		45	11	11
実施 していない	38	—	12	46	46
実施割合	33.3%	(全体の) 29.8%	78.9%	19.3%	19.3%

② 知的障害特別支援学校の教科における学習評価の円滑実施に向けた教育委員会の取組

知的障害特別支援学校の各教科において、各特別支援学校が育成を目指す資質・能力の三つの柱を観点とした学習評価の円滑な実施に向けた、令和2年度又は3年度の取組について、図Ⅶ-3-1に示した。「学習指導要録の書式の改訂」と回答した教育委員会が36機関、「学習評価に関する参考となる資料の作成」が27機関、「学習評価に関する研究」が18機関、「具体的な事例収集と学校への提示」が13機関、「取組を検討中」が10機関、「その他」が15機関であった。「その他」には、研究協議会や講演会、研修会の開催に関する回答や、学校訪問等による指導助言に関する回答等が挙げられた。



図Ⅶ-3-1 知的障害特別支援学校の教科における学習評価の円滑実施に向けた教育委員会の取組（n=57）

（２）考察

学校教育法施行規則第 130 条第 2 項において、知的障害のある児童生徒に対して、必要があれば各教科等を合わせて指導を行うことが可能となっており、多くの学校では、各教科等を合わせた指導が実践されている。今回の調査で把握した、教育委員会の授業時数等の管理においても、各教科等を合わせた指導を行う場合、その各教科等の授業時数の内訳を算出することを求めている機関が多く、各学校においても指導の形態である各教科等を合わせた指導ごとの授業時数の算出に留まっていることが考えられる。このことから、教育委員会や学校において、学習指導要領等にも示されている自立活動や各教科等を合わせた指導に関する規定の理解が十分にされていないことが推察される。

（金子健・北川貴章・吉川知夫）

4. 研究Ⅱ（事例）特別支援学校の教育課程の改善に向けた教育委員会の取組

C県教育委員会では、令和4年度から令和13年度までの10年間を見据えた「第3次C県特別支援教育推進基本計画」及び「第3次県立特別支援学校整備計画」を策定した。第3次計画では、「一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」という基本的な考えの下、「Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実」「Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実」「Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上」「Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」「Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上」の5つの重点項目を掲げ、本県の特別支援教育の推進を図っている。本県ではこれまでも第2次計画において、知的障害特別支援学校における各教科等の指導と評価の在り方の開発や、教育課程の改善に取り組み、また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育や障害の特性に応じた指導の実施に努めてきた。こうしたこれまでの取組を引き継ぐとともに、学習指導要領で示されている資質・能力の3つの柱に基づき整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、幼児児童生徒の実態に応じた指導の工夫改善を通じて、個に応じた指導の充実を図りながら、今後、家庭や地域との連携・協働を深め、ICT等を活用し、育成を目指す資質・能力を育む教育をさらに推進していくなど、学習指導要領を踏まえた教育課程の改善に取り組んでいるところである。

本施策の具体的な取組としては、「学びの連続性を重視した教育課程の改善」「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「一人一人に応じた指導の充実」「交流及び共同学習の充実」等を掲げている。県教育委員会として、この取組を実現するために、県の研究指定校において特別支援教育に係る課題について研究を進めたり、学習指導要領について正しく理解できるように管理職や教務主任等を対象にした協議会を開催したりする等の取り組みを行っている。以下、本稿では、これらの取組について紹介する。

（1）研究校の指定

C県教育委員会では、特別支援教育の推進に資することを目的に、特別支援教育に係る課題に即して研究指定校を指定し、学校教育や社会教育に関する教育内容・方法等についての調査研究を行っている。また、その研究成果を「実践研究報告会」として発表し、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を考える機会としている。第3次計画に沿って、「ICT機器の利活用による教育の質の向上」や「一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程」「交流及び共同学習の充実」等について研究している。令和4年度特別支援学校を指定した研究については、表Ⅶ-4-1のとおりである。

表Ⅶ-4-1 令和4年度に特別支援学校を指定した研究一覧

(研究分野1) ICT機器の活用による教育の質の向上
病院に入院している児童生徒へのICTを活用した学習保障、及び児童生徒の在籍校での実施につなげるための支援の在り方について実践研究を行う。
知的特別支援学校における個別最適化の学びの実現に向けたICT利活用について実践研究を行う。
(研究分野2) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程
学習指導要領の趣旨を踏まえた、知的障害のある児童生徒のための自立活動の指導の在り方について実践研究を行う。
学習指導要領の趣旨を踏まえた、知的障害教育における教科指導の在り方について実践研究を行う。
(研究分野3) 職業教育・キャリア教育の充実
就学前、小学部、中学部、高等部における切れ目ない連続した学びの実現に向けた小学部段階でのキャリア教育の充実について実践研究を行う。
(研究分野4) 交流及び共同学習の充実
障害の有無に関わらず地域で共に学び育つための交流及び共同学習の在り方について実践研究を行う。
(研究分野5) 特別支援学校のセンター的機能の充実
医療的ケア児支援法を踏まえた小中高等学校等の医療的ケア児受け入れに必要な体制整備の支援、及び関係機関との連携における地区別ネットワークの充実について実践研究を行う。

今年度、教育課程の在り方について指定したA特別支援学校、B特別支援学校の取組を紹介する。

A特別支援学校では、知的障害教育における自立活動の在り方について取組み、個別の指導計画に自立活動フローシートを位置付け、活用した。授業実践をとおして、教員が児童生徒の個々のねらいや課題を明確に意識して自立活動の指導を行うこと、各教科と自立活動の指導や目標設定の違いを意識しながら授業を行うことの重要性が確認できた。また、児童生徒自身が自分の目標や課題を意識し、授業での成功体験や達成感が成長につながっていくこと等も振り返りの中で確認できた、という成果を得られた。

B特別支援学校では、知的障害教育における教科の指導の在り方に取組み、「カリキュラム・マネジメント」を実践するべく、授業計画から授業改善までの過程を、児童生徒の現状を把握した上で計画を立て、授業を実践するという新たなマネジメントサイクル(※1 CAPD サイクル)を活用し、学校の教育課程の改善と、児童生徒の個別最適化された学びの実現を目指し、研究を行った。授業実践をとおして、学習指導要領に基づいた教科・領域の授業作りや授業改善の方法について、評価・改善した内容を年間指導計画に反映することができ、年間指導計画の内容や学年、時期等を各学部で話し合いながら、系統性を意識した教育課程を編成するという成果が得られた(※1 現在立てられた年間指導計画の見直しから始め、授業実践、振り返り、再度の授業実践、振り返り及び年間指導計画への反映という手順で、カリキュラム・マネジメントを進めること)。

毎年1月下旬、1年間の研究成果を「実践研究報告会」として開催し、県内に広く周知している。この報告会をとおりて学校の役割や取組の意義を周知し、今後の特別支援教育の推進を図っている。

(2) 教育課程研究協議会

C県教育委員会では、毎年夏季休業中に、教育課程研究協議会を開催している。対象及び目的は表Ⅶ-4-2のとおりである。

表Ⅶ-4-2 教育課程研究協議会の対象及び目的

対象	・ 県立・市立特別支援学校の校長または副校長、教頭、教諭 ・ 教育事務所特別支援教育担当指導主事 ・ 県総合教育センター指導主事、研究指導主事 ・ 関係市町村教育委員会担当指導主事 150名程度
目的	学習指導要領特別支援学校学習指導要領の趣旨説明及び、特別支援学校における教育課程の編成と、実施上の成果や課題等に関する協議を通して、これからの特別支援教育におけるより良い教育課程の編成や各学校が果たすべき役割を探る。

本協議会では、平成29年度の学習指導要領改訂から3年間、学習指導要領改訂の改善事項を中心とした伝達を行った。主なテーマとしては、「多様な学びの場の構築を踏まえた特別支援学校の教育課程の編成」や「インクルーシブ教育システム構築に向けて」、また学習指導要領改訂のポイントについて、各教科や自立活動について取り上げた。

令和2年度以降、感染症拡大防止の観点から、オンラインで協議会を継続している。オンラインで開催としたことで各学校の管理職や教務主任に加え、教職員等も多数参加している。多くの学校では、この講演会を、全校研修会と位置づけており、多くの教員が参加し、参加できない教員のためにオンライン配信を行うなど、全ての教職員が教育課程の編成等について正しく理解できるような機会を確保している。

講師には、大学教授を招聘し、「特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実」をテーマに取り上げ、特別支援学校学習指導要領の要点を確認し、各校における教育課程の編成等、実践につなげることを目的に、講演会を実施した。カリキュラム・マネジメントの更なる充実のために、カリキュラム・マネジメントの前提から総括と評価を行うための、具体的な内容について学ぶ機会となった。

参加者からは、「自分の担当するクラス、学年等のみしか把握していないこともあり、学校全体で集約することの大切さがわかった。」「学びにくさをもたらす背景要因の把握度合いが個人により差異があるため、目標設定や指導計画立案のあいまいさにつながっているので改善していきたい。」「教育課程を見直すときのスケジュールやポイント等を的確に学べた。」「特に各教科と自立活動の関連の内容については本校の課題にもなっているので学んだことを推進したい。」「現在の教育課程で学校の掲げる学校目標を達成で

きる編成になっているか再度検討したい。」等の振り返りがあった。また、今後の課題として、「各教科単元の3観点の評価規準の明確化」や「重度重複障害児に対する実態把握と目標設定」「保護者に対して根拠に基づいて説明できるようにしていくことの難しさ」「学校職員全体で教育課程を編制するためのシステムづくり、意識づくり」等、それぞれの立場で多くの課題を見出すことができた。

今後も、特別支援学校における教育課程の編成及び学習指導要領実施上の課題解決を図るため、外部の専門家による講演会を開催し、各校における教育課程の編成及び着実な実施につなげたい。

(3) 教務主任連絡協議会

本連絡協議会については、年に2回、市立特別支援学校の5校と県立特別支援学校の教務主任を対象に教育課程研究協議会を開催している。目的は、「学習指導要領の実施を踏まえた教育課程の立案、その他教務に関する事項について、適切な連絡調整及び指導・助言に当たれるよう、協議及び情報交換を行い、教務主任としての役割を理解するとともに、資質の向上を図る。」ことである。

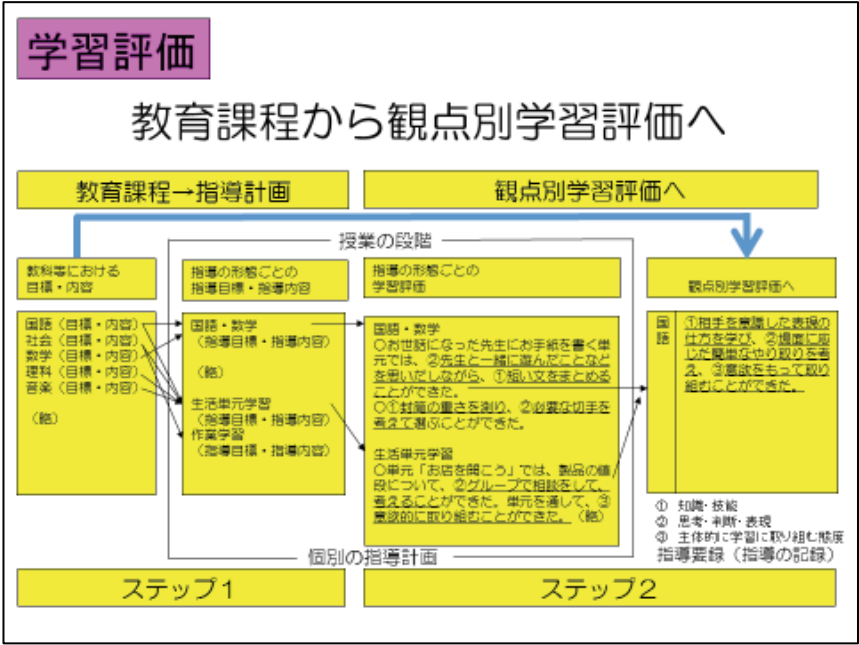
毎回、行政説明並びに班別協議を行っているが、今年度については、行政説明において「C県の特別支援教育の現状と学習指導要領の実施を踏まえた教育課程の編成等について」というテーマで説明を行った。協議会の後半では、事前レポートを基に「教育課程編成の現状と課題について協議及び情報交換」を行った。班別協議では、知的障害や肢体不自由等の障害種ごとや準ずる教育課程がある学校ごとで班を編成し、教育課程の見直しや学習評価、ICT機器の利活用状況、教育課程の編成から実施、改善までの各校の現状について協議を行うことができた。

(4) 指導訪問

C県教育委員会では、学校の教育活動全体について、教育委員会と学校が共通の視点により評価し、今後の適切な教育活動の推進に役立てることを目的として、毎年指導訪問を行っている。特に、教育課程に位置付けた年間指導計画や個別の指導計画等に基づく指導案や指導展開の検証が重要な目的の一つであり、年間指導計画や個別の指導計画等に基づく指導展開への指導について、直接各学部の授業を参観し、実施者に指導助言を行っている。この助言をとおし、教職員の専門性と授業力の向上を図っている。また、教育課程に関する届出内容について、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた教育課程編成であるかを確認している。

今年度についても、図Ⅶ-4-1のように、全教職員に対し、教育課程編成から観点別学習評価までの流れを、ステップ1の段階は、教育課程から指導計画に移行する段階であり、各教科等の目標及び内容に基づき、指導の形態としての教科別の指導や各教科等を合わせた指導の形態が授業段階において位置づいており、ステップ2では、指導の形態における学習評価に係る記述から、各教科等の目標と関連付けて、観点別学習評価に整理し記述していくという一連の流れを丁寧に説明した。学習評価は「児童生徒にどう

いった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切であることについて指導した。



図VII-4-1 教育課程から観点別学習評価へ（丹野，2020）

（5）教育課程の届出内容の確認

毎年5月上旬までに、各校から教育課程が提出される。教育課程の届出内容については、表VII-4-3のとおりである。教育課程の編成に向けて、学校設定教科・科目について検討している場合は、「名称、目標、内容、単位数等を定めるにあたり、高等部における教育の目標及び水準の維持等に十分配慮し、新たに設定を検討している場合は、当課と事前協議を行い、継続の場合においても届出を行うこと」と留意事項を示している。

さらに、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることはできないことに留意することと示している。

表VII—4-3 令和4年度の教育課程の届出項目

1	教育目標
2	その他の事項
3	学級編制及び幼児児童生徒の障害の状態等
4	授業日数及び授業時数の配当（教育課程表）
5	年間行事計画
6	各部の週日課及び年間行事等の計画
7	年間指導計画（単元・題材配当表）

また、令和3年度より、各教科等を合わせた指導について、年間授業時数を明確にするために、教育課程の届出内容に各教科等を合わせた指導における授業時数の内訳として、各教科の時数を記載する欄を設けている。

提出された届出内容については、表Ⅶ-4-4に示した観点を基に、内容を確認し、不備等があれば、修正を依頼している。

表Ⅶ-4-4 教育課程の届出の観点

項 目	観 点
学校教育目標	学校教育目標と各学部の目標に一貫性・整合性がある。
	学校の特色ある目標が設定されている。
教育課程の内容・様式	令和4年度「県立特別支援学校の教育課程の編成について」に従って作成されているか。
	「道徳教育」の全体計画が具体的内容として作成されている。
	「体育・健康に関する指導」の全体計画が作成されている。 (保健指導及び性に関する指導、安全指導、食に関する指導)
	「生徒指導」の全体計画が作成されている。
	「進路指導」及び「キャリア教育」の全体計画が作成されている。
	「交流及び共同学習」の全体計画が作成されている。
	「読書活動に関する指導」の全体計画が作成されている。
	「ICT活用・情報教育」に関する指導の全体計画が作成されている。
	「人権教育」に関する指導の全体計画が作成されている。
	「パラスポーツを活用した教育」に関する指導の全体計画が作成されている。
	「医療的ケア」に関する全体計画が作成されている。
	自立活動の目標や指導計画が明確になっている。
	年間行事計画が効率的に配分されている。
	ALTの指導について年間指導計画等で明確になっている。
	訪問教育に関する年間授業時数等が作成されている。
授業時数	年間授業日数が基準を満たしている。
	年間授業時数について定められた授業時数が確保されている。
	準じた教育課程や高等部教科科目単位数は標準単位数に基づいて設定されている。
	授業の1単位時間について、標準の授業時間が設定されている。 また、そうでない場合は、補講などが計画され、授業時数の不足が補われている。

(6) おわりに

C県教育委員会ではこのように、特別支援学校の教育課程の改善に向けた取組を行っている。今後も、障害のある幼児児童生徒が持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人一人の資質・能力を育むことができるよう、ICTを利活用するなど、教育環境を整え、学習指導要領の着実な実施を進めていきたい。

(7) 本事例の考察

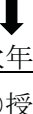
本事例では、管理職や教務主任等を対象とした学習指導要領等の理解を深めるための教育課程研究協議会や教務主任連絡協議会の開催、研究校を指定しての教育課程の在り方に関する研究、教育課程の届出項目と観点の明示、指導訪問などを実施し、各学校における教育課程編成・実施を支援している。

教育課程の在り方について研究指定した2校の特別支援学校の実践は、自立活動の指導及び教科指導の在り方に取り組んだものである。自立活動の指導では、個別の指導計画作成に自立活動フローシートを位置付けて活用を図っている。フローシートは、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編に示された「流れ図」をベースとして自立活動の指導目標や指導内容を検討することができ、より充実した個別の指導計画の作成につながるように開発されたシートである。教科指導については、年間指導計画の見直しから始め、授業実践、振り返り、再度の授業実践、振り返り及び年間指導計画への反映、という手順でカリキュラム・マネジメントを進めた取り組みである。これらの実践から、適切な指導目標及び指導内容の設定、指導の形態を選択する根拠が明確になっていると考えられる。

また、調査結果から、各教科等を合わせた指導の中で取り扱われる各教科等の授業時数の内訳を「算出していない」と回答した教育委員会が多かった。しかし、本事例のように、教育課程の届出内容として、各教科等を合わせた指導における授業時数の内訳として各教科の時数を記載する欄を設けている場合は、各学校が教育課程を編成する際、各教科等を合わせた指導で取り扱う内容を検討することになり、指導目標や評価の観点の明確化につながると考えられる。

(深澤祐子・吉川知夫)

資料 1 教育課程編成及び実施の年間の流れ

月	全校の動き	各部の動き	学校評価の流れ
4	○学校教育目標・学校経営案の設定	○学部経営案・学級経営案等の設定	<u>学校評価委員会</u> ○学校評価計画の検討 ○評価項目・基準等の作成 ○学校目標設定報告書提出 ○学校評価年間計画書提出
5	○各部の教育課程・年間指導計画等の取りまとめ	○個別の指導計画の作成	
6		○個別の教育支援計画の作成	
7	○教育課程の提出 ○教育課程研究協議会への参加	指導の実践と改善 	
8	○指導実践の成果と課題の確認	指導の実践と改善 	<u>学校評価委員会</u> ○評価項目・基準等の確認（アンケート項目作成等） ○自己評価の実施
9			
10			
11		○教育課程・授業実践等に関する評価の実施	
12			
	○学校教育目標の見直し・改善	○調査と研究 ○教育的課題の明確化	<u>学校評価委員会</u> ○自己評価結果の分析と改善策の検討
	○各部間の系統性等の検討 ○教育課程編成方針の決定 ○学級編制（案）の作成	○教育課程の見直し・改善	
1		指導の実践と改善 	○学校関係者評価の実施 ○第三者評価の実施 <u>学校評価委員会</u> ○結果のまとめ ○結果の公表 ○学校評価実施報告書提出
2	<u>次年度教育課程の作成</u>	<u>次年度教育課程の検討</u>	
3	○指導内容の選択・組織 ○全体計画・指導計画の作成 ○教育課程表の作成 ○年間行事計画の作成 ○時間割・日課表の作成等	○授業時数の配当の検討 ○年間行事計画の検討 ○時間割・日課表の検討 ○学習グループの検討等 ○個別の指導計画の整理 ○個別の教育支援計画の整理	

3. 文献

- 千葉県総合教育センター（2022）．知的障害教育課程のお助けツールー実態把握から学習評価までー．<https://www.ice.or.jp/nc/kenkyu/houkoku/tokushi/otasuke/>（アクセス日，2023-2-2）
- 中央教育審議会（2016）．幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）．http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf（アクセス日，2021-12-20）
- 中央教育審議会（2021）「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）【令和3年4月22日更新】．
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm（アクセス日，2023-2-09）
- 遠藤哲哉・小野寺哲夫（2007）．自治体経営における学習する組織～福島県内の自治体データを用いた組織戦略と組織心理学的観点との統合～．青森公立大学軽々経済学研究第13巻第1号．
- 福島県教育委員会（2022）福島県版 ICT 活用ハンドブック 2022．
- 国立特別支援教育総合研究所（2012）．特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究．専門研究A 研究成果報告書．
- 国立特別支援教育総合研究所（2021）．特別支援教育における教育課程における総合的研究ー新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題ー．研究成果報告書．
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/specialized_research/b-360（アクセス日，2022-1-11）
- 文部科学省（2018a）．小学校学習指導要領（平成29年告示）．東洋館出版社．
- 文部科学省（2018b）．中学校学習指導要領（平成29年告示）．東山書房．
- 文部科学省（2018c）．特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）．海文堂出版．
- 文部科学省（2018d）．小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編．東洋館出版社．
- 文部科学省（2018e）．中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編．東山書房．
- 文部科学省（2018f）．特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月．開隆堂出版．
- 文部科学省（2018g）．特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月．開隆堂出版．
- 文部科学省（2018h）．特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月．開隆堂出版．
- 文部科学省（2019）．特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）．海文堂出版．
- 文部科学省（2020a）．特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）平成31年2月．ジァース教育新社．
- 文部科学省（2020b）特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料．

- 杉浦徹（2022）．特別支援教育における ICT の活用について．令和 4 年度福島県立大笹生支援学校
外部専門家研修資料．
- 田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵（2016）カリキュラム・マネジメントハンドブック．ぎょうせい．
- 丹野哲也（2020）．特別支援学校における「学習評価」に期待すること ～子供たちの可能性を広げる指導と評価の一体化を目指して～．「新学習指導要領を踏まえた「学習評価」の工夫」．武富博文・増田謙太郎編著．ジアース教育新社．